

紫波町公共施設等総合管理計画

(改訂素案)

平成29年 3 月策定
令和 年 月改訂

紫 波 町

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
1. 1	背景と目的	1
1. 2	対象となる施設	1
1. 3	計画の位置付け	2
1. 4	計画期間	2
2	公共施設等の現況	3
2. 1	公共施設の概況	3
2. 2	インフラ資産等の概況	5
(1)	道路	5
(2)	橋りょう	5
(3)	下水道	6
3	人口の動向	8
3. 1	人口の推移と構成	8
3. 2	人口の将来推計	9
4	財政の現況と課題	10
4. 1	歳入	10
4. 2	歳出	11
5	公共施設等の課題	12
5. 1	公共施設の将来の更新費用	12
5. 2	インフラ資産の将来の更新費用	13
5. 3	公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用	14
5. 4	過去に行った対策の実績	15
(1)	個別施設計画の策定	15
(2)	学校・児童施設再編等	15
(3)	施設量推移	16
(4)	県内他団体との比較	17
6	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	18
6. 1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の方策	18
6. 2	現状や課題に関する基本認識	18
(1)	人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化	18
(2)	公共施設等の老朽化	18

(3) 公共施設整備等の財源	18
6. 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19
(1) 点検・診断等の実施方針	19
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	19
(3) 安全確保の実施方針	19
(4) 耐震化の実施方針	19
(5) 長寿命化の実施方針	20
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	20
(7) 脱炭素化の推進方針	20
(8) 統合や廃止の推進方針	20
(9) 数値目標	20
(10) 地方公会計（固定資産等）の活用	21
(11) 保有する財産（未利用資産）の活用や処分に関する基本方針	21
(12) 広域連携	21
(13) 町の各種計画との連携	21
(14) 民間活力の導入	21
6. 4 PDCA サイクルの推進方針	22
(1) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	22
(2) PDCA サイクルの推進方針	22
6. 5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	23
参 考	24
○公共施設更新費用試算ソフトの更新費用試算の条件	24
(1) 公共施設	24
(2) インフラ資産	25

1 計画策定の背景と目的

1. 1 背景と目的

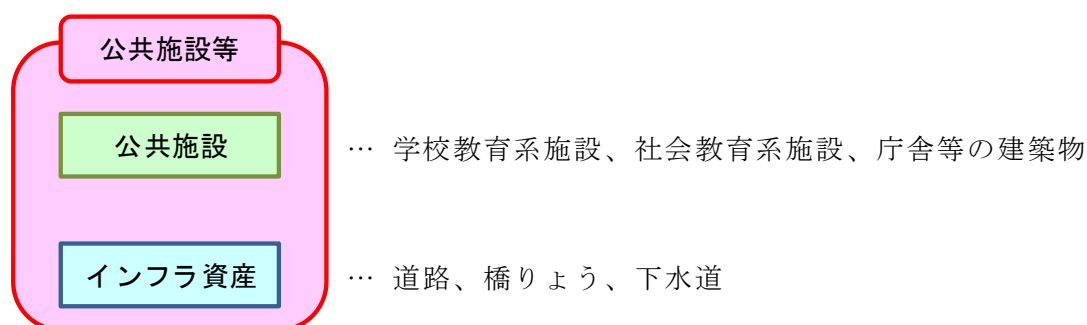
紫波町では、高度経済成長や社会的ニーズに対応するため、昭和40年代以降に多くの公共施設等を整備してきました。これらの公共施設等は、老朽化が進んできており、今後大規模改修や修繕、更新など多額の費用が必要になると見込まれます。少子高齢化や人口の減少が進むことによる税収の減少や社会保障費の増加などで、財政状況がさらに厳しさを増すことが予測される中、今後更新時期を迎える多くの公共施設等についてどのように対応していくべきか、検討しなければならない時期が来ています。

国においても、平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故がきっかけとなり、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。その後、地方公共団体が所有するすべての公共施設等の現状を把握し、総合的かつ計画的な管理を推進するため、必要な基本方針や管理方法等を定めた「公共施設等総合管理計画」を策定するよう平成26年4月に各地方公共団体に対し要請しています。

こうした状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、中長期的な視点に立った維持管理と計画的な更新や長寿命化、人口構造や社会的ニーズの変化に応じた公共施設等の適正配置により、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図るための基本的な考え方として「紫波町公共施設等総合管理計画」を策定します。

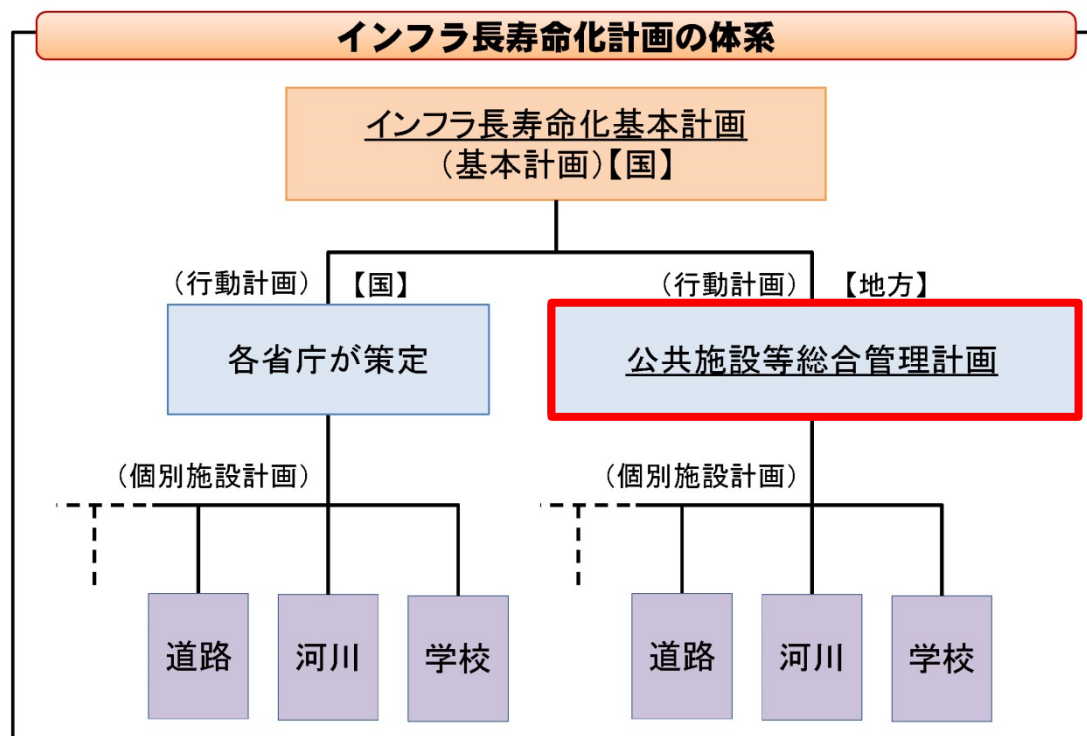
1. 2 対象となる施設

本計画で対象とする施設は、町が保有する全施設を対象とします。庁舎や学校等の建物系の公共施設と、道路、橋りょう、下水道のインフラ資産等を合わせて公共施設等とします。



1. 3 計画の位置付け

本計画は、公共施設等管理に関する基本計画であり、本計画を実施するための具体的な取組内容については、今後各公共施設等において策定する個別計画に委ねることとします。



総務省『公共施設等総合管理計画策定指針の概要』

1. 4 計画期間

本計画は、中長期的な視点で進めなければならない取り組みであることから、計画期間は、平成28年度（2016年）から令和17年度（2035年）までの20年間とします。ただし、財政状況や施設保有の最適化と長寿命化について、時代の変化に対応するよう必要に応じて随時見直しを行います。

2 公共施設等の現況

2. 1 公共施設の概況

町が所有する全ての公共施設を対象とします。この中には小中学校といった学校教育施設や公民館等の市民文化系集会施設のほか、公園に設置された簡易な施設も含んでいます。

これらの各種公共施設を分類別に集計すると次のとおりです。

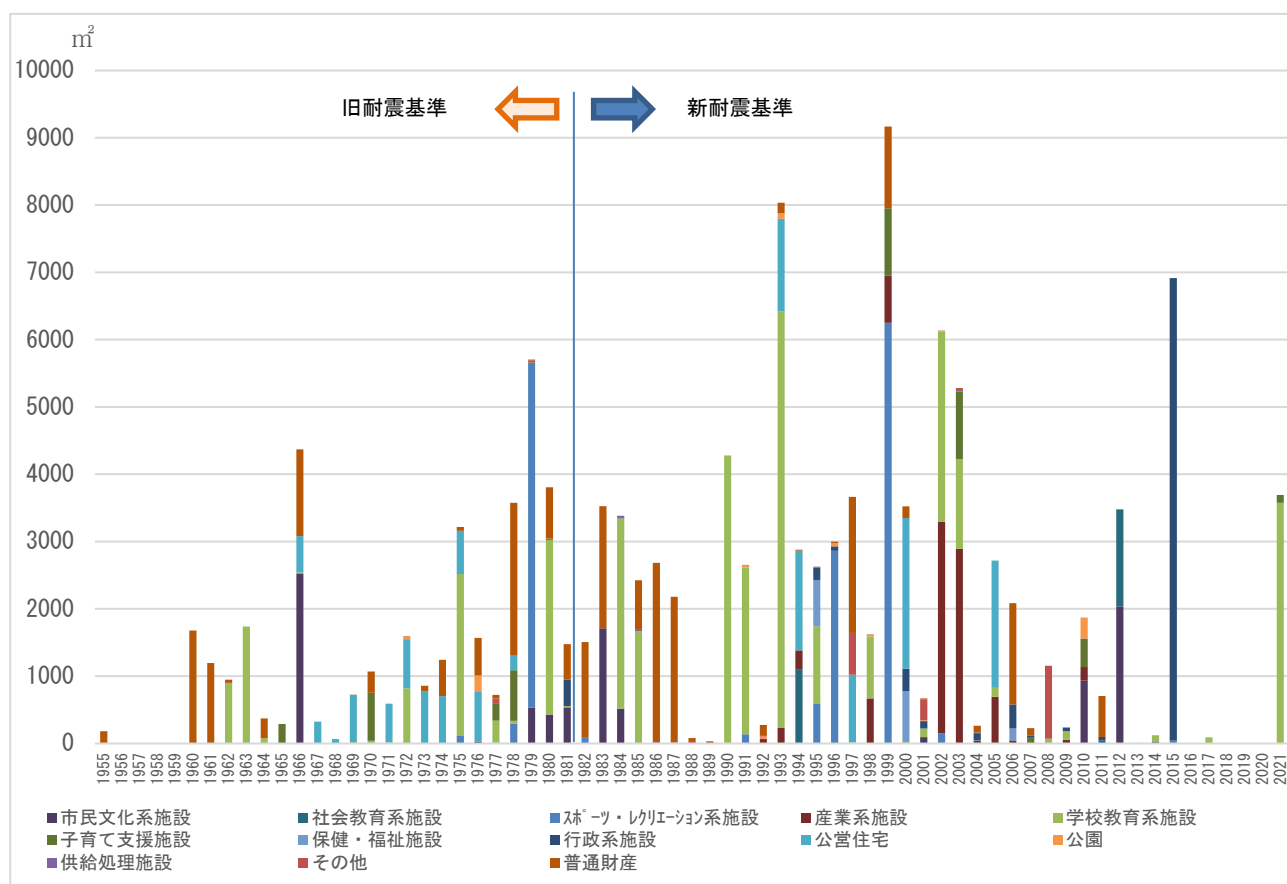
表 1 公共施設分類一覧

会計	大分類	小分類	平成27年(2015)度末			令和4年(2022)度末		
			施設数	棟数	延床面積(㎡)	施設数	棟数	延床面積(㎡)
普通会計	市民文化系施設	公民館	9	14	7,431.93	9	13	7,325.43
		その他集会施設	1	2	2,036.85	1	2	2,036.85
	社会教育系施設	図書館	1	1	1,441.21	1	1	1,441.21
		記念館	1	2	1,145.64	1	2	1,145.64
	スポーツ・レクリエーション施設	運動公園、スポーツ	2	10	8,652.04	2	10	8,652.04
		レクリエーション・観光施	1	2	42.06	1	3	44.93
		保養施設	3	7	6,971.46	3	7	6,971.46
	産業系施設	産業振興施設	4	23	8,771.89	4	23	8,784.32
		その他産業系施設	6	9	1,104.73	4	7	228.83
	学校教育系施設	小学校	11	73	37,684.21	5	31	22,105.44
		中学校	3	29	16,286.99	3	25	13,772.90
		学校給食センター	1	12	1,124.20	1	12	1,124.20
	子育て支援施設	保育所、児童館	7	8	3,573.66	4	4	2,547.26
		こどもの家	4	7	930.51	6	7	1,732.90
	保健・福祉施設	高齢者生活福祉セ	1	1	625.92	1	1	625.92
		デイサービスセンタ	3	4	925.71	3	3	815.39
		介護予防拠点施設	1	1	177.81	1	1	177.81
		保健センター	1	6	1,069.39			
	行政系施設	庁舎等	2	3	7,601.86	2	3	7,601.86
		消防屯所	7	7	612.03	7	7	612.03
		その他行政系施設	1	1	357.75	1	1	357.75
	公営住宅	町営住宅	6	32	14,025.21	6	32	14,025.21
	公園	公園	9	19	818.49	9	19	818.49
	供給処理施設	簡易給水施設等	6	12	169.43	6	11	153.68
	その他	駐輪場	1	2	655.26	1	2	655.26
		火葬場	1	1	1,085.35	1	1	1,085.35
		上記分類以外	40	41	789.41	9	9	1,305.19
	普通財産	普通財産	9	15	4,539.03	52	99	24,400.18
合計			142	344	130,650.03	144	336	127,547.35

※施設分類に関しては、総務省更新費用試算ソフト分類表を参考にしました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に計上しています。

図1 建築年別施設整備面積



分類施設別の整備延床面積を築年別に見てみると、築後31年を経過した施設に学校教育系施設や公営住宅の面積が大きくなっていることがわかります。また、旧耐震基準が適用されていた昭和56（1981）年以前に整備された公共・公用施設（行政財産）は25.6%、用途廃止施設（普通財産）も含む施設全体では28.5%となっています。

2. 2 インフラ資産等の概況

(1) 道路

町が所有し、管理する一般道路は、実延長 957,186m、面積は5,323,934㎡となっています。

表 2 - 1 分類別一覧

区分	分類別	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
一般道路	1 級町道	96,441	773,703
	2 級町道	106,364	657,846
	その他町道	754,381	3,892,385
	合計	957,186	5,323,934

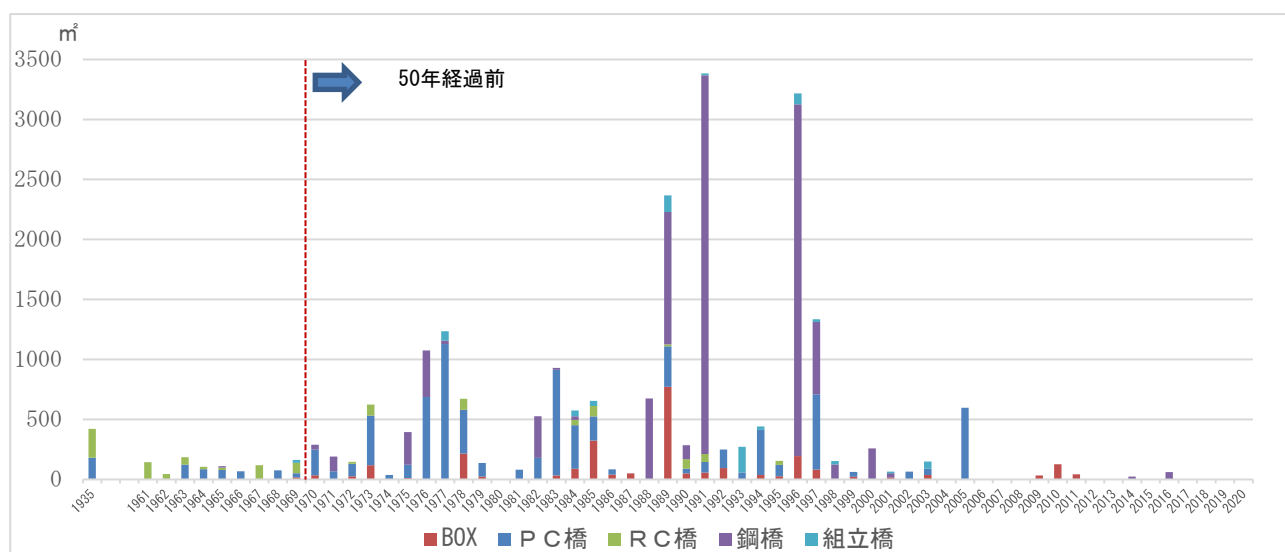
(2) 橋りょう

橋りょうは、310橋、実延長3,929m、面積は23,148㎡となっています。

表 2 - 2 構造別一覧

区分	構造別	橋数(橋)	橋りょう面積(㎡)
橋りょう	P C (プレストレスト・コンクリート)	91	8,158
	R C (鉄筋コンクリート) 橋	35	1,265
	鋼橋	27	10,344
	BOX	122	2,574
	組立橋	35	807
	合計	310	23,148

図 2 - 1 構造別年度別橋りょう面積



(3) 下水道

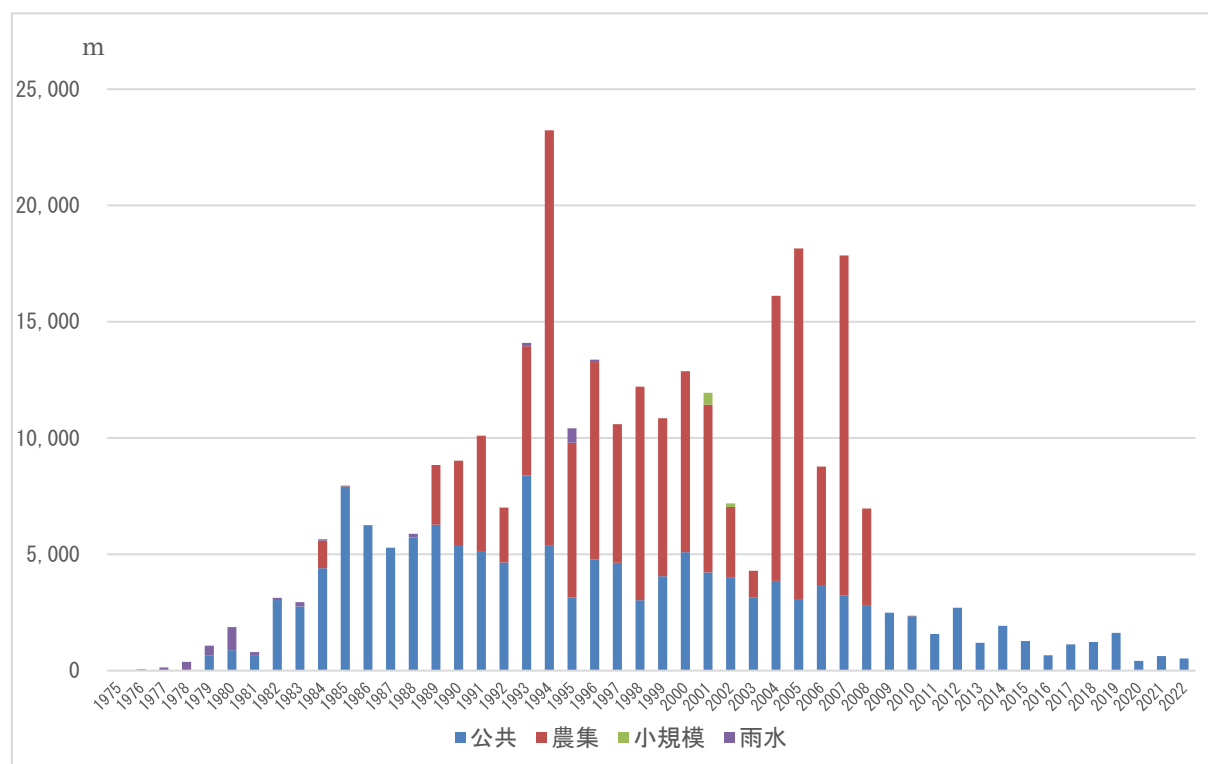
下水道事業会計では、公共下水道事業のほか、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業を実施しており、汚水処理人口普及率は令和4年度末で94.3%となっています。

下水道事業会計で保有する管きょは、次のとおりとなっています。このほか一般会計が処理費用を負担する都市下水路として4,298m保有しています。

表 2－3 下水道整備状況（管きょ）

事業	コンクリート管(m)	塩ビ管(m)	その他(m)	総延長(m)
公共下水道	58,380	89,811	225	148,416
農業集落排水	209	145,549	3,166	148,924
小規模集合排水処理	－	676	－	676
合計	58,589	236,036	3,391	298,016

図 2－2 下水道管きょ事業毎年度別延長



当町の下水道事業の歴史は浅く、雨水排水処理の都市下水路は昭和50年から、続いて汚水処理は昭和50年代半ばに公共下水道から着手し、平成期に入ってから農業集落排水と合わせて多く整備されています。耐用年数を超えた管きょはまだありません。

表 2 - 4 施設等保有状況

事業	分類	施設数
公共下水道	浄化センター	1
	ポンプ場	1
農業集落排水	農業集落排水処理施設	6
小規模集合排水処理	小規模集合排水処理施設	1
特定地域生活排水処理	浄化槽	746

施設等の保有状況は上の表のとおりです。これらの施設等において、耐用年数を超えるものはありません。

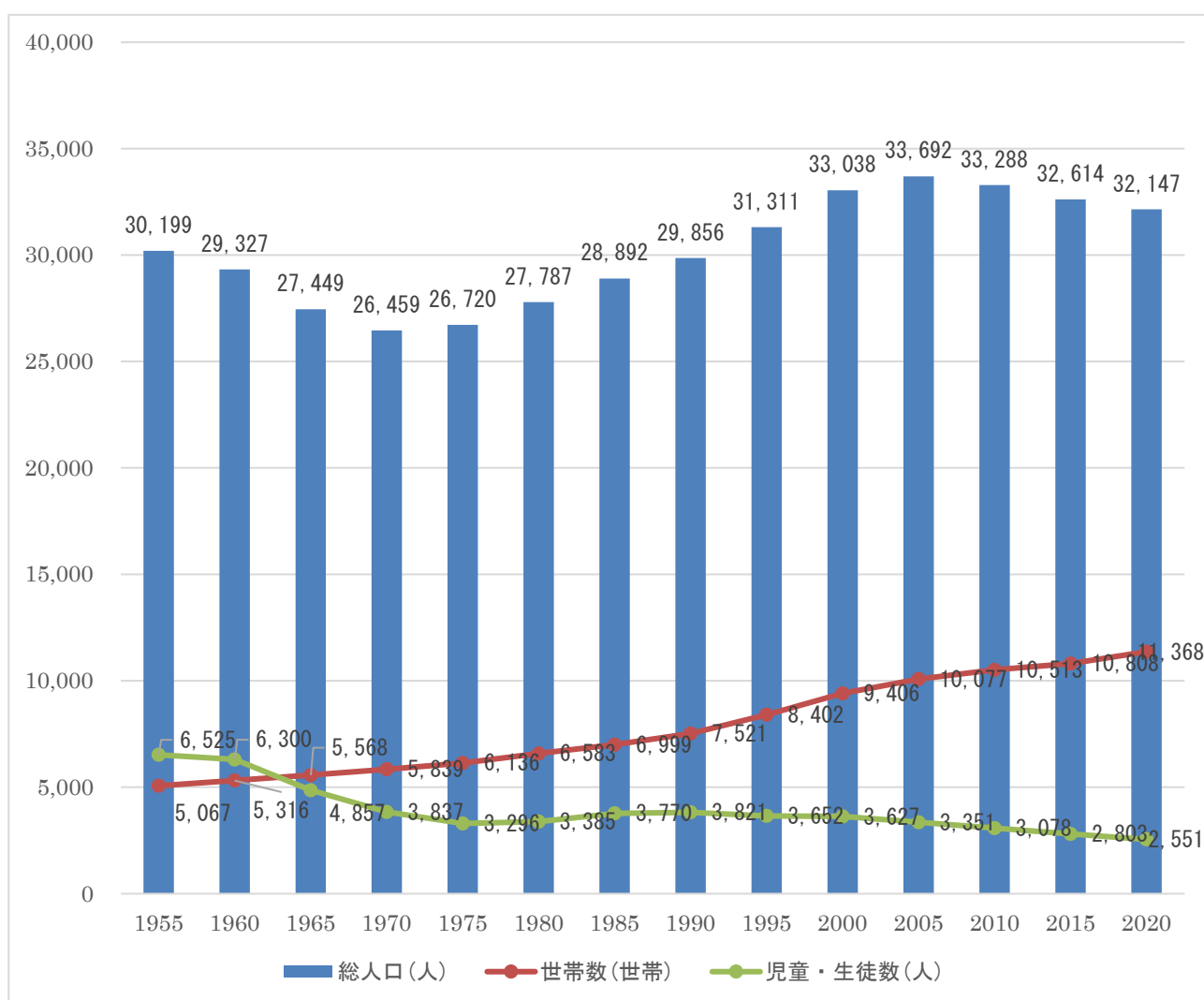
3 人口の動向

3. 1 人口の推移と構成

国勢調査に基づく本町の総人口は、高度経済成長による人口の流出によって減少し、昭和45（1970）年には26,459人となりました。その後、大規模な宅地開発等により人口の流入があり、平成7（1995）年に3万人を突破しました。その後も人口は増えてきましたが、平成17（2005）年の33,692人をピークとして減少に転じています。

児童生徒数は、令和2（2020）年度で2,551人となっています。これは、ピークだった昭和30（1955）年度の児童生徒数6,525人の39.0%まで減少しています。

図3-1 人口、世帯数及び児童生徒数の推移



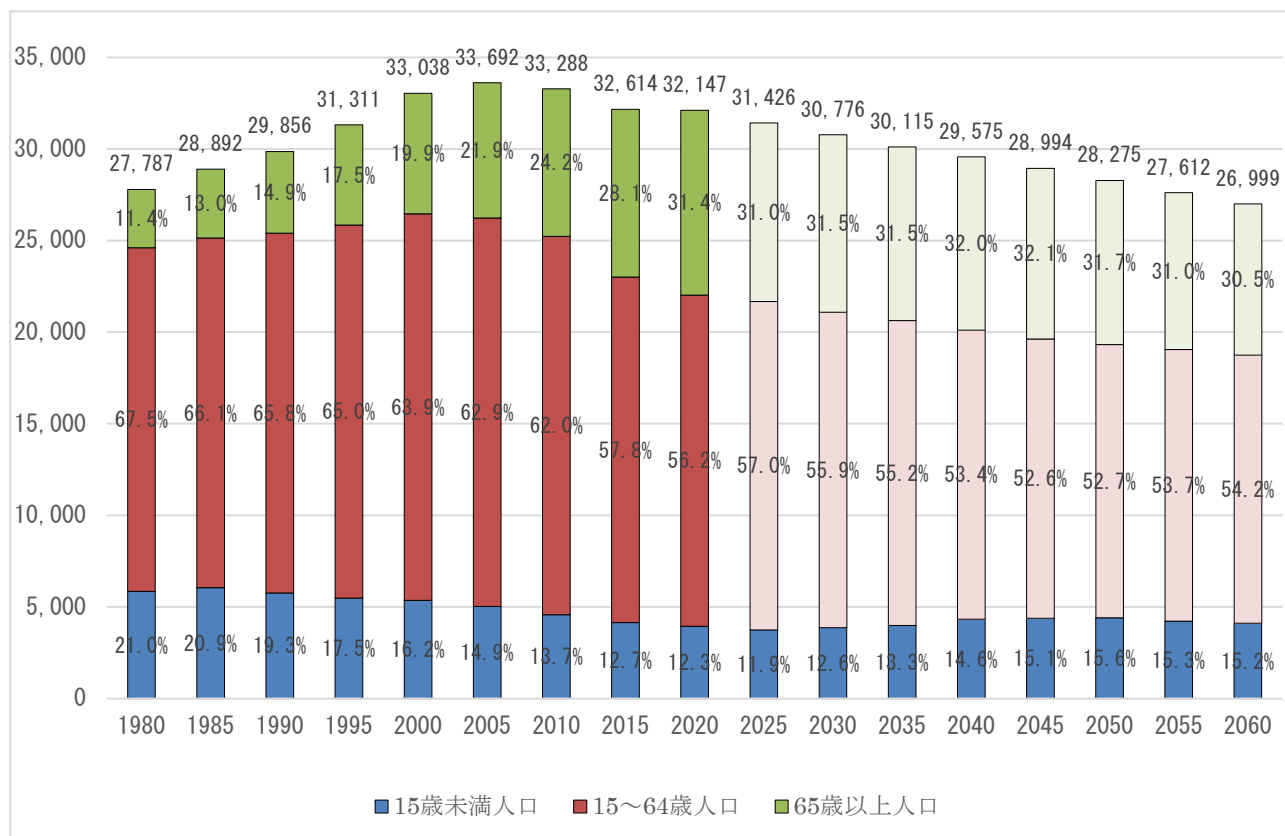
※人口及び世帯数は国勢調査結果による数値です。

※児童生徒数は、学校基本調査で報告した各年5月1日時点の数値です。

3. 2 人口の将来推計

本町の将来人口推計では、今後も減少が予想されています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25（2013）年 3 月推計）を基に、出生の傾向や社会増減の傾向を加味した本町の独自推計では、令和 42（2060）年には 26,997 人、年齢（3 区分）別の人口割合では 15 歳未満が 15.2%、15～64 歳が 54.2%、65 歳以上が 30.5%となっています。

図 3－2 人口の推移と推計



※1960年から2020年までは国勢調査による数値です。

※2025年から2060年までは紫波町『紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略』（平成28年2月）において独自に推計した値です。

4 財政の現況と課題

4. 1 歳入

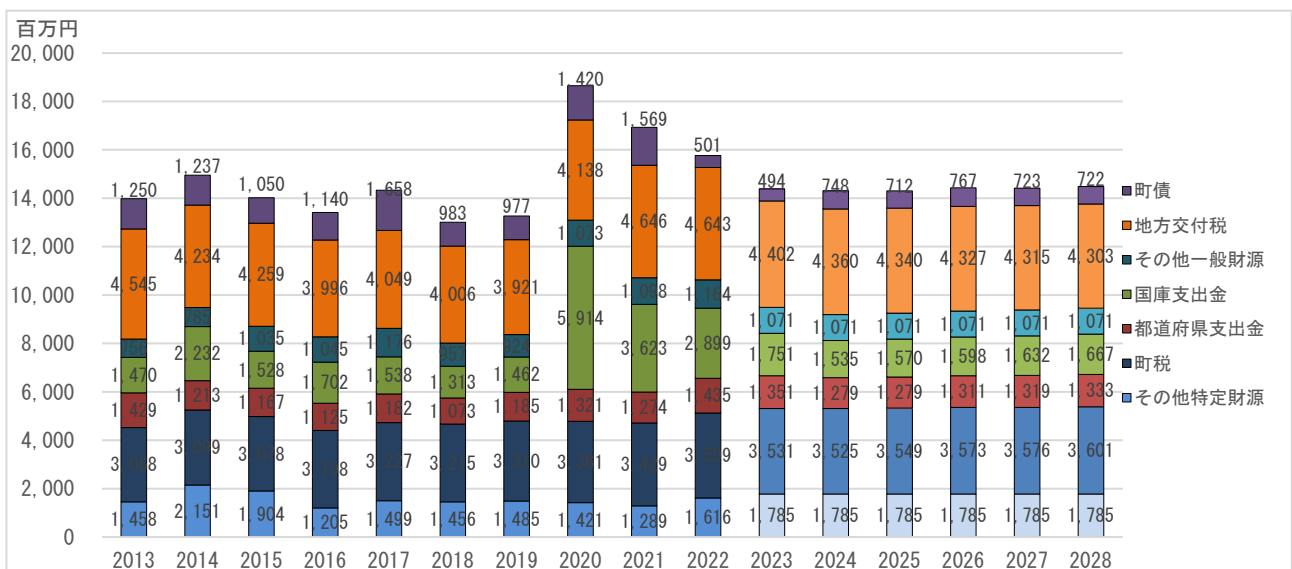
過去10年間の歳入の状況です。平成19（2007）年の税源移譲により、町税は30億円程度で推移しています。歳入総額は直近の5年間の平均で約155億円ですが、これは令和2年（2020）の特別定額給付金に続き、コロナ関連交付金による国庫支出金等の増加の影響です。今後は、地方交付税が減少傾向にあるほか、町税も人口減少の影響により減少していくものと考えられます。

表 3－1 歳入の内訳

（単位：百万円）

区 分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
町税	3,068	3,099	3,078	3,198	3,227	3,215	3,310	3,361	3,429	3,509
その他一般財源	756	785	1,035	1,045	1,176	957	924	1,073	1,098	1,164
地方交付税	4,545	4,234	4,259	3,996	4,049	4,006	3,921	4,138	4,646	4,643
使用料及び手数料	234	233	235	242	244	241	222	180	189	158
国庫支出金	1,470	2,232	1,528	1,702	1,538	1,313	1,462	5,914	3,623	2,899
都道府県支出金	1,429	1,213	1,167	1,125	1,182	1,073	1,185	1,321	1,274	1,435
財産収入	54	89	153	133	209	212	162	84	66	94
寄附金	4	11	5	7	12	75	217	330	329	297
繰入金	196	611	634	224	484	296	345	193	172	414
繰越金	572	634	542	246	253	323	240	324	238	358
諸収入	398	572	334	354	296	309	298	311	295	294
町債	1,250	1,237	1,050	1,140	1,658	983	977	1,420	1,569	501
歳入合計	13,976	14,951	14,020	13,411	14,329	13,003	13,264	18,649	16,928	15,766

図 4－1 歳入の推移と財政見通し



4. 2 歳出

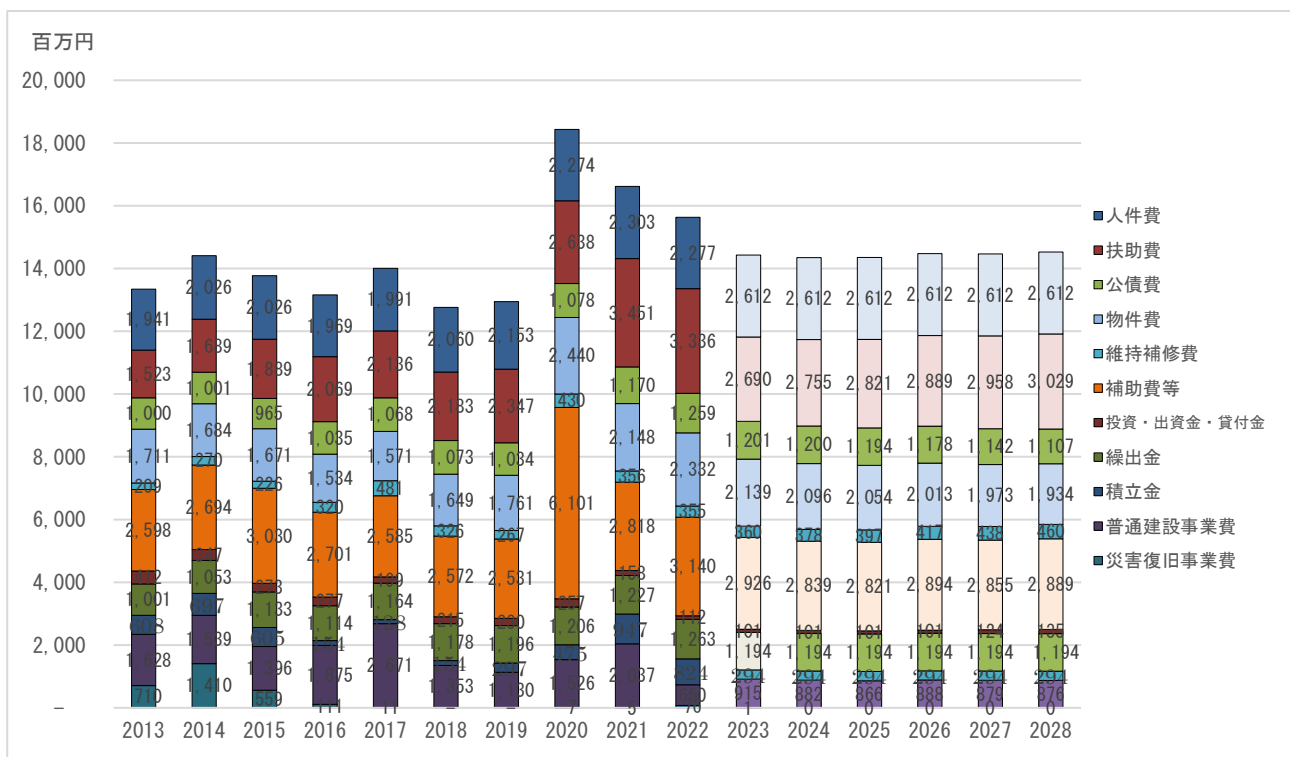
過去10年間の歳出の推移をみると、人件費や公債費はやや横ばいとなっています。少子高齢化の影響から扶助費は増大してきており、今後も同様の傾向をたどるものと考えられます。災害復旧費や普通建設事業費等の投資的経費は、今後は縮小していき、平成19（2007）年度から平成22（2010）年度の規模と同程度になると見込まれます。

表 3－2 歳出の内訳

（単位：百万円）

区 分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人件費	1,941	2,026	2,026	1,969	1,991	2,060	2,153	2,274	2,303	2,277
扶助費	1,523	1,689	1,889	2,069	2,136	2,183	2,347	2,638	3,451	3,336
公債費	1,000	1,001	965	1,035	1,068	1,073	1,034	1,078	1,170	1,259
物件費	1,711	1,684	1,671	1,534	1,571	1,649	1,761	2,440	2,148	2,332
維持補修費	209	270	226	320	481	326	267	430	356	355
補助費等	2,598	2,694	3,030	2,701	2,585	2,572	2,531	6,101	2,818	3,140
積立金	608	697	605	154	128	154	297	475	947	824
投資・出資金・貸付金	412	347	273	277	199	215	230	257	158	112
繰出金	1,001	1,053	1,133	1,114	1,164	1,178	1,196	1,206	1,227	1,263
普通建設事業費	1,628	1,539	1,396	1,875	2,671	1,353	1,130	1,526	2,037	660
災害復旧事業費	710	1,410	559	111	11	-	-	7	5	76
歳出合計	13,342	14,409	13,774	13,158	14,006	12,763	12,945	18,432	16,619	15,634

図 4－2 歳出の推移と財政見通し



5 公共施設等の課題

5. 1 公共施設の将来の更新費用

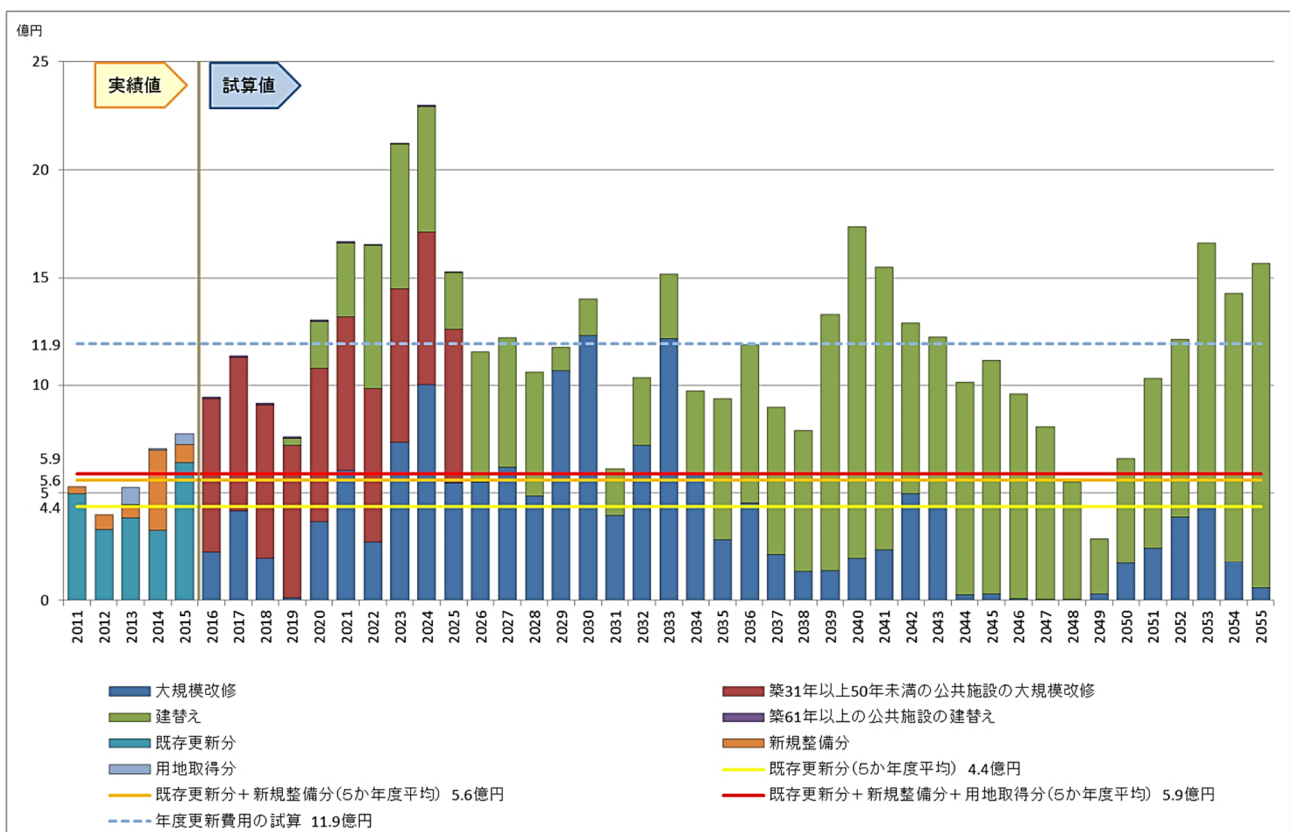
町が保有する公共施設の規模を将来にわたって維持し続けた場合の費用を試算します。

試算には一般財団法人自治総合センターが公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」の試算方式をもとに、一般財団法人地域総合整備財団提供の公共施設更新費用試算ソフトを使用し、将来更新費用を算定しました。

公共施設の分類ごとに、平成28年3月31日現在の延床面積の保有量と同じ条件で更新し続けることとし、その延床面積に用途別の更新単価を乗じることにより、今後40年分の更新費用を試算しています。

この結果、今後40年間の更新費用の総額は約 476.8億円で、試算期間における平均費用は年度約11.9億円が必要との結果になりました。直近の5年間の既存更新分及び新規整備分の投資的経費の平均は約 5.6億円なので、現状の約 2.1倍の費用がかかる試算となっています。

図 5 - 1 公共施設将来更新費用試算



5. 2 インフラ資産の将来の更新費用

建物以外の道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産についても、公共施設と同様に更新していかなければなりません。

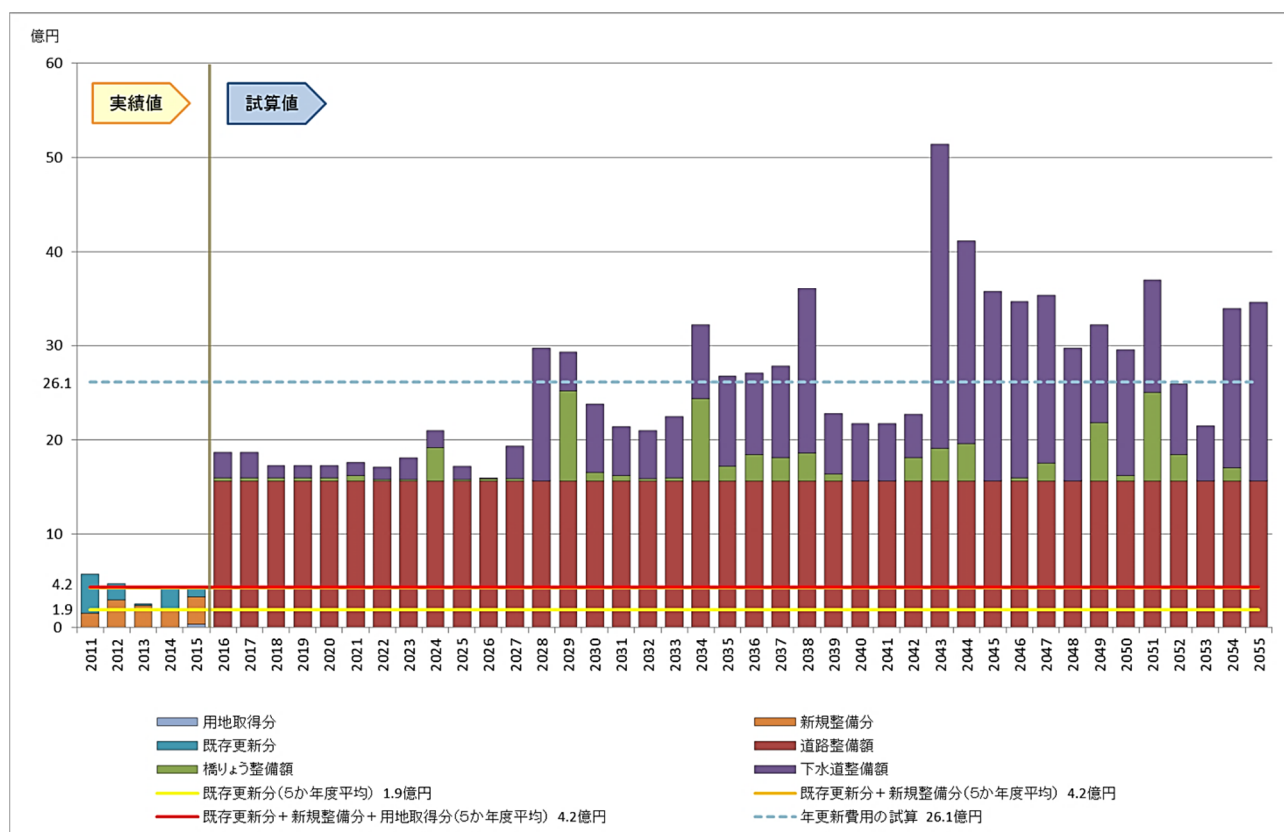
町が保有するインフラ資産の規模を将来にわたって維持し続けた場合の費用を試算します。

試算には財団法人自治総合センターが公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」の試算方式をもとに、一般財団法人地域総合整備財団提供の公共施設更新費用試算ソフトを使用し、将来更新費用を算定しました。

インフラ資産の分類ごとに、平成28年3月31日現在の保有量と同じ条件で更新することとし、その保有量に用途別の更新単価を乗じることにより、今後40年分の更新費用を試算しています。

この結果、更新費用の総額は今後40年間で約 1,044.2億円、年度平均で約26.1億円となります。直近5年間における投資的経費は、年度平均約 4.2億円ですので、現状の約 6.2倍の費用がかかる試算となり、公共施設以上に財政的負担が大きいことが分かります。

図5-2 インフラ資産将来更新費用試算



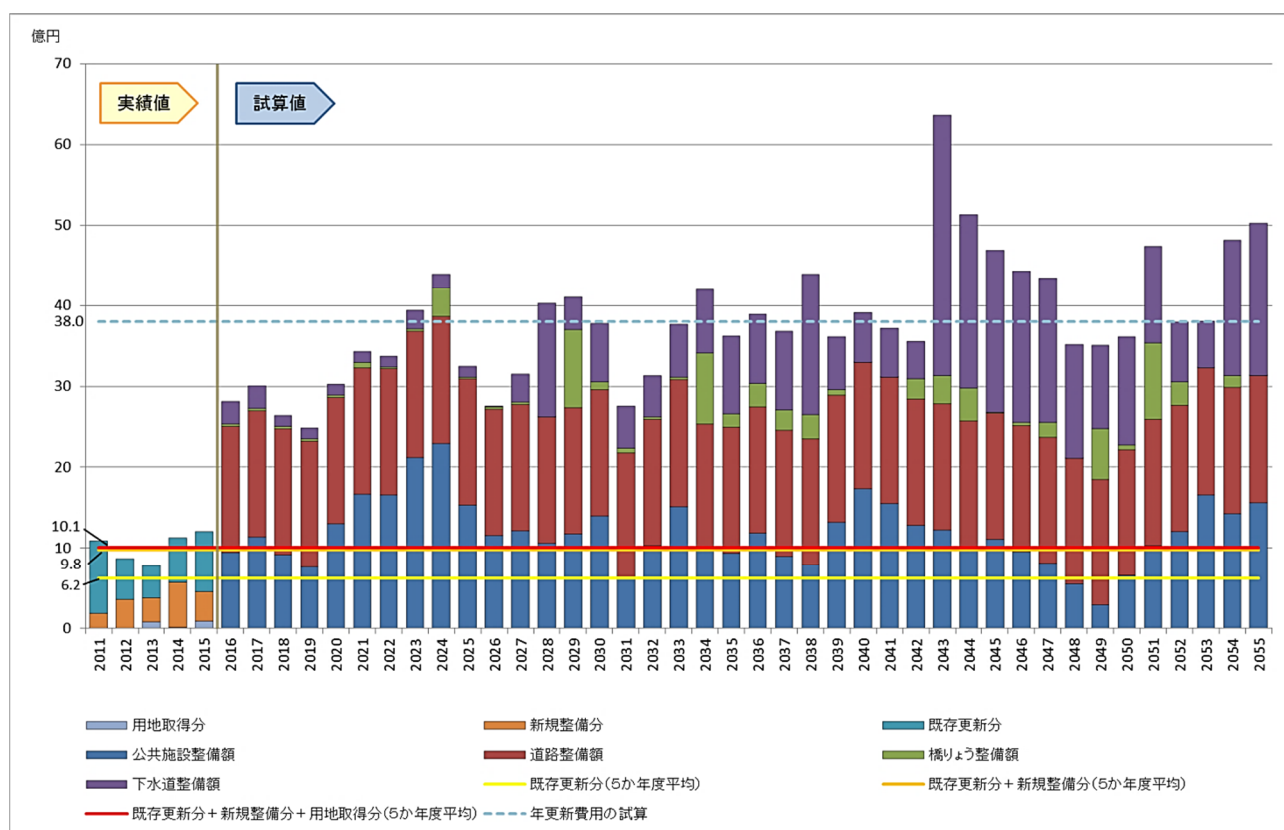
5. 3 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用

町が保有する公共施設及びインフラ資産に必要な今後40年間の更新費用の総額は約 1,521.1億円となり、年度平均で約38.0億円と見込まれます。

一方、町での直近の5年間の既存更新分及び新規整備分の投資的経費は、合計で1年度当たり平均約 9.8億円です。したがって、現状の約 3.9倍の費用がかかる試算となっています。

過去5年間の実績と同規模の支出を維持しても、なお財源が不足する非常に困難な状況が続くものと見込まれます。

図5－3 公共施設及びインフラ資産将来更新費用試算

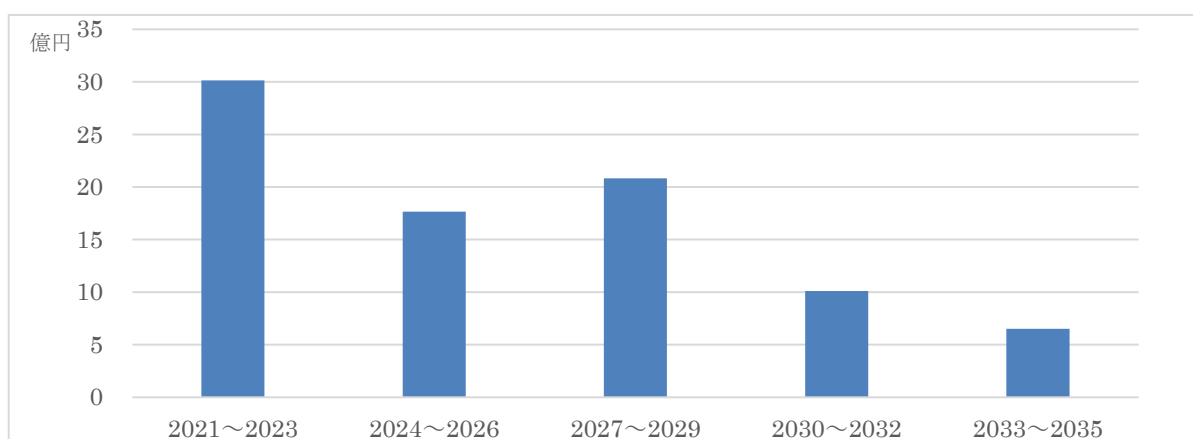


5. 4 過去に行った対策の実績

(1) 個別施設計画の策定

本計画に基づき、施設の老朽化度の調査を行い個別施設計画を策定し、施設の長寿命化を行うこととした場合の将来施設更新費用の試算を行いました。この結果当初試算の計画期間の年平均更新費用約 11.9 億円の約半額の 5.7 億円となりますが、期間当初の負担割合が高いことから平準化が必要となります。

図 5 - 4 前期計画期間長寿命化対策費用試算



また、インフラ等資産の個別計画は次のとおり策定し、公共施設等と同じく予防保全による長寿命化等を主として対策を進めています。

計画名	当初策定年月	改訂年月
林道橋梁長寿命化修繕計画	令和 3 年 2 月	
道路舗装維持管理計画	平成 30 年 3 月	令和 4 年 2 月
橋梁長寿命化修繕計画	平成 24 年 3 月	令和 4 年 10 月
公園施設長寿命化計画	平成 29 年 3 月	
立体交差排水ポンプ場長寿命化計画	令和 3 年 3 月	
トンネル長寿命化修繕計画	令和 4 年 11 月	
町営住宅長寿命化計画	平成 23 年 3 月	令和 4 年 3 月
下水道ストックマネジメント計画	平成 29 年 3 月	令和 5 年 10 月
簡易給水施設等統合整備計画	平成 28 年 3 月	

(2) 学校・児童施設再編等

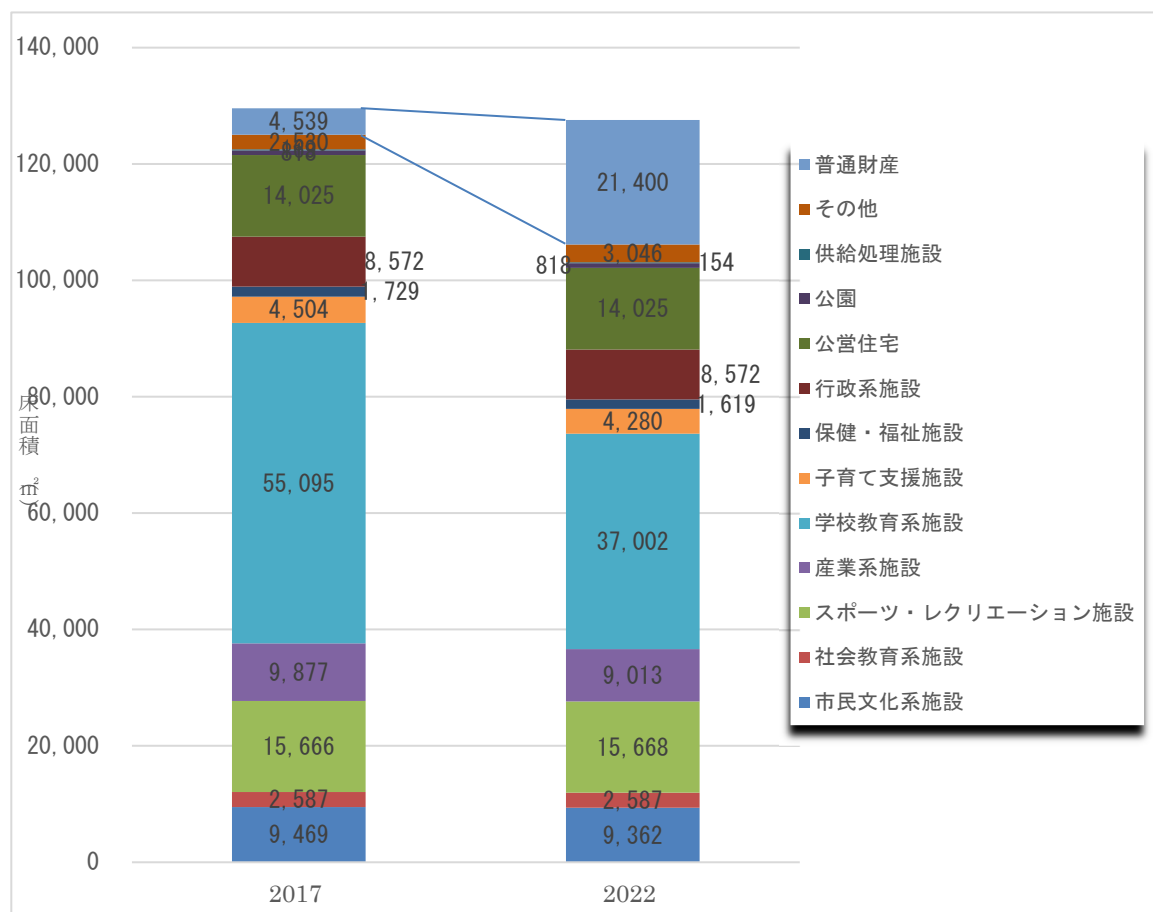
本計画と並行して、少子化を背景とした学校教育環境の改善のため、学校再編基本計画（平成 31 年 3 月）を進めています。このことにより小学校施設の統廃合が進められ東部及び西部の小学校が各 1 校となり、空き校舎 7 校が発生しました。

また、制度改正及び利用者数の変動等に柔軟に対応するため、保育所・児童館の児童施設統廃合により児童館 1 館をこどもの家に転用し、3 館が廃止となりました。

(3) 施設量推移

本計画策定以降の当初5年間では普通財産も含む施設総量は、ほぼ横ばいで変わりはありませんが学校再編、児童施設統廃合により行政財産の施設量は約15%の減少となりました。

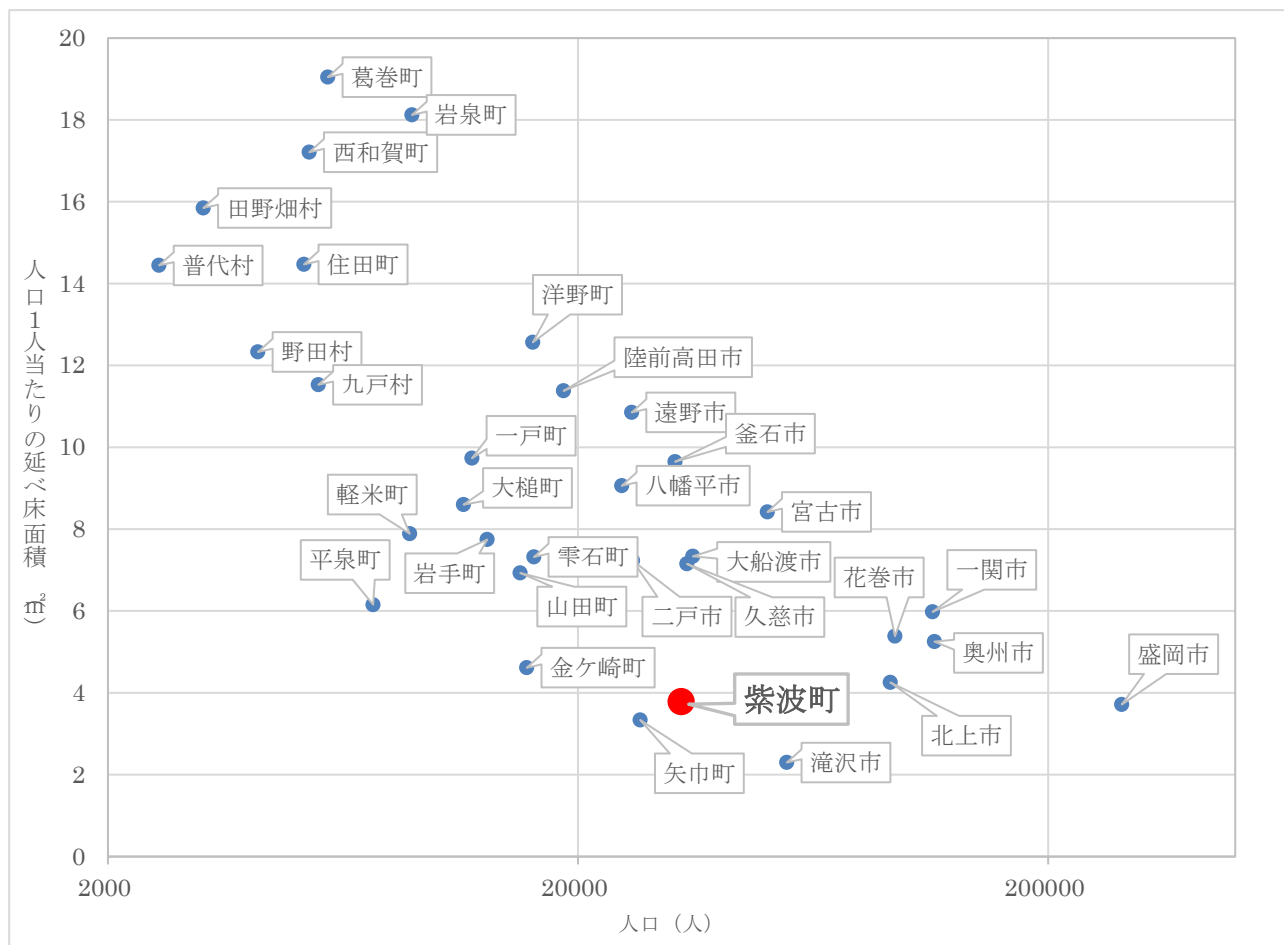
図5-5 施設量変化



(4) 県内他団体との比較

令和3年度末の県内団体の人口と延べ床面積の関係は次のとおりとなります。この比較段階では東部の小学校の統廃合が反映されていませんが、含めて試算すると人口当たりの延べ床面積は、全国平均の 3.77 m^2 を下回る 3 m^2 前半と滝沢市、矢巾町に次ぐ施設量の少なさになります。

図5-6 県内団体の人口と人口当たりの延べ床面積



※公共施設状況調経年比較表（令和3年度決算）及び住民基本台帳人口による。

調査対象施設と固定資産台帳登載施設が同一ではないため参考図とします。

6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

6. 1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の方策

公共施設等の管理については、各所管部門の判断に基づいて行われていますが、情報の共有化が十分に図られていない状況にあります。

しかし、限られた財源の中で最適な施設の配置を行っていくためには、施設の統廃合の可能性も検討しながら、町全体としての優先度を見極めていく必要があります。

公共施設等の情報については、現在地方公会計で整備している資産管理台帳で一元管理を行います。施設の状況は、各所管部門が資産管理台帳の整備に携わることで情報共有しながら職員一人一人が意識を持って取り組むよう努めます。

6. 2 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

本町の人口は、平成17（2005）年以降減少しており、年齢（3区分）別の人口割合でも65歳以上が30%を超え、少子高齢化が見込まれています。

人口の減少及び世代構成の変化により、学校教育系施設や子育て支援施設では余剰面積の発生、高齢者を対象とした保健・福祉施設では高い需要による施設不足、その他建設時には想定していなかった価値観の多様化など、ニーズの変化に対応していく必要があります。

(2) 公共施設等の老朽化

公共施設の43.8%が築後31年を経過し、老朽化の問題に直面しています。今後も町が保有するすべての公共施設を維持し続ける場合、大規模な改修や更新が集中することになります。

施設については、適正な規模や必要性も含めて、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設整備等の財源

過去5年間に既存の公共施設の更新及び新規整備に要した実績額は、平均して約5.6億円です。この水準を維持できた場合であっても、現状の予算規模では全ての公共施設を保有し続けることは困難という試算となっています。

今後、少子高齢化による社会保障費の増加や税収の減少が予想されることから、更新費用及び維持補修費の平準化のほか、施設の今後のあり方について検討が必要です。

6. 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 日常の自主的な点検・保守等によって、経年使用による劣化や天候等による性能の低下状況を把握し、計画的な保全措置による管理運営に努めます。
- ・ 法定点検や定期点検を行っている施設については、今後も点検を実施していき、その他の施設についても、適切な時期に点検を実施することで機能の保持を図っていきます。
- ・ スケールメリットを生かした、点検等委託業務の範囲拡大を検討します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 故障や破損により、施設の休止だけでなく利用者に危険を及ぼすことがないように、公共施設等に不具合がある場合には、速やかに修繕を進めるなど、適正な維持管理に努めていきます。
- ・ 施設の適正な管理のため、受益者負担のあり方について検討していきます。
- ・ 更新や長寿命化工事などを実施する際は、単に既存と同等の施設にするのではなく、利用状況等を勘案し、施設の複合化や施設規模の縮小について検討する必要があります。

ただし、公共施設等の総量の適正化については、一律に公共施設を削減しようとすることは、住民サービスの低下だけでなく、住民生活そのものに重大な影響を与える可能性があります。このため、将来の人口規模や構成、財政規模、ニーズ等の多面的な検討を加えることにより、公共施設の最適化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って、安全確保の措置を実施し、利用者の安全の確保を図ります。
- ・ 継続利用していく施設については、緊急性・重要性を勘案し、必要な改修工事等を実施します。
- ・ 維持していくことが難しい施設については、安全確保の観点から用途廃止を検討します。
- ・ 用途廃止し、今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

- ・ 旧耐震基準の公共施設で耐震化が完了していないものもありますので、優先度や利用度の高い施設から、耐震化の検討を進めていきます。
- ・ インフラ資産についても、橋りょう耐震化の検討を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・更新費用を抑制するため、計画的な保全措置を講じることによって、少しでも長く公共施設を利用できるように努めていきます。
- ・個別施設の長寿命化計画の策定を進めていきます。
- ・更新時期の集中を避け、歳出予算の平準化を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）における考え方等を踏まえ、施設の機能や目的利用状況などを考慮し年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすい施設となるよう計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 脱炭素化の推進方針

- ・「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）における考え方等を踏まえ、施設等における省エネルギーに配慮した設備の導入や再生可能エネルギーの利用など、計画的な改修等による脱炭素化の推進を図ります。

(8) 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設の統合や廃止を行う場合には、他自治体と連携した施設の活用や共同運用の可能性について検討し、これまで提供されていたサービス機能の維持や補完等が図られるように検討します。
- ・施設の更新時には、近隣の類似施設の有無、防災対策、少子高齢化や人口減少等を総合的に勘案した上で、施設の複合化や統合などを視野に入れて検討します。
- ・施設の統合や廃止については、町民や議会との合意形成を図り実施するよう努めます。

(9) 数値目標

- ・公共施設等の将来の更新費用の試算結果により、財源不足が明らかとなったものの、各施設の条件等を勘案していないため、本計画の中で公共施設の数・延べ床面積に関する削減目標の数値化はしません。
- ・これまで施設管理の方式は事後保全型のみであったものから予防保全型を取り入れて長寿命化改修を進めます。しかし、全ての施設を長寿命化改修対象として予防保全型にすると短期間に改修費用が集中することから、施設の改修時期が未到来のものうち、重要度等も考慮した上で20%の施設を目標として長寿命化改修を進めるよう検討します。

(10) 地方公会計（固定資産等）の活用

- ・施設の保全管理を効率的かつ効果的に行うためには、建物台帳及び土地台帳を活用した施設情報の一元化や公会計情報の活用などに取り組んでいくことが必要です。既に整備している資産管理台帳と合わせて、公共資産の効率的な管理に向けて努めていきます。また、公共施設、インフラ資産の改修、更新が行われた場合、速やかにデータに反映させるための仕組みづくりに努めます。

(11) 保有する財産（未利用資産）の活用や処分に関する基本方針

- ・用途廃止した施設については、貸出、売却又は処分を行い、財源確保を図ります。
- ・普通財産となった空き校舎等は、遊休財産活用促進条例に基づき事業者に対し奨励措置を講ずることにより、活用を図ります。

(12) 広域連携

- ・近隣自治体施設の広域連携として、隣接する矢巾町との間で実施済みの市民文化系施設とスポーツ・レクリエーション施設の相互利用を維持していきます。
- ・そのほかの近隣自治体間において施設の配置状況を把握し、相互利用の可能性などについて、広域での連携の模索に努めます。

(13) 町の各種計画との連携

- ・紫波町総合計画をはじめとする各種計画等との整合性を図りながら公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針により、本計画を進めてまいります。
- ・施設等を取り巻く環境、制度変更、利用需要及び財政状況等の変化に対応するため、計画を随時見直し、各種計画にフィードバックさせてまいります。

(14) 民間活力の導入

- ・当町で実施した火葬場整備事業や紫波中央駅前都市整備事業（通称「オガールプロジェクト」）の事例を参考にPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）やPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）等の手法を用いて、公共施設の整備に民間の資金とノウハウの導入を検討します。
- ・官と民の役割分担を明確にしつつ、民間企業が持つノウハウを生かしたサービスの向上に努め、効果的かつ効率的な維持管理手法の導入を検討します。

6. 4 PDCA サイクルの推進方針

(1) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 公共施設等総合管理計画庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という）を設置し、公共施設等における個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた個別施設計画により施設を所管する担当部署による適宜見直しを行います。
- ・ 施設情報の一元管理においては、公会計の資産台帳を活用し、整合性を図りながら、関係部局との共有化を図ります。
- ・ 施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理するため、全庁的な取組体制を構築し、事業の優先度に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

(2) PDCA サイクルの推進方針

- ・ 計画推進のマネジメントシステムとしてPLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の仮説検証型プロセスのサイクルにより、マネジメントの品質を高めるよう図ります。
- ・ 庁内推進会議において個別計画の見直しにあたり、その妥当性と発展性を協議し、必要に応じて本計画に反映していくこととします。そして、この流れをPDCA サイクルとして繰り返しながら、適切な議会への報告、公表へと繋げていきます。

6. 5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

個別施設計画 19 頁「5 今後の施設の方向性」に記載のため省略します。

参 考

○公共施設更新費用試算ソフトの更新費用試算の条件

(1) 公共施設

ア 耐用年数・更新の考え方

- ・建築物の耐用年数は、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年を採用しています。建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定して計算しています。
- ・試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年未満のものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定しています。
- ・設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、大規模改修に要する期間は2年、建て替え期間は3年に設定しています。

イ 更新単価

大規模改修費用及び更新費用は、延べ床面積等の数量に、既に取り組んでいる自治体の実績、設定単価等を基にした次の更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。

施設分類	大規模改修	建て替え
市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

(2) インフラ資産

ア 耐用年数・更新の考え方

(ア) 道路の耐用年数については、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とし、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定しています。

(イ) 橋りょうの法定耐用年数は60年です。整備した年度から60年を経た年度に更新すると仮定し、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新し、それ以外はP C（プレストレスト・コンクリート）橋として更新していくことを前提としています。

(ウ) 下水道の耐用年数については、下水道管の法定耐用年数は50年です。整備した年度から50年を経た年度に更新すると仮定し、下水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ60年で更新すると仮定しています。

イ 更新単価

各インフラ資産の更新単価は次のように設定しています。

(ア) 道路

分類	更新単価
一般道路	4,700円/㎡
自転車歩行者道	2,700円/㎡

(イ) 橋りょう

構造	更新単価
P C（プレストレスト・コンクリート）橋	425千円/㎡
R C（鉄筋コンクリート）橋	425千円/㎡
鋼橋	500千円/㎡
その他	425千円/㎡

(ウ) 下水道

管径	更新単価
管径 ～250mm	100千円/m
管径 251～500mm	116千円/m
管径 501～1000mm	181千円/m
管径1001～2000mm	589千円/m
管径2001～3000mm	1,507千円/m
管径3001mm以上	1,507千円/m

